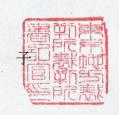
令和4年(行ウ)第206号

事 務 連 絡

令和4年5月30日

原告 孫 樹斌 殿

東京都千代田区霞が関1丁目1番4号 東京地方裁判所民事第2部Cd係 裁判所書記官 戸 田 淳 TEL03-3581-5652 FAX03-3581-5443



標記の事件について、裁判長の指示により、下記のとおりご連絡します。内容について不明な点がございましたら、当職までご連絡ください。

記

- 1 本件の請求は、訴状6頁の第1の1の請求及び訴状7頁から8頁の第2の1の 請求です(被告は日本国)。
- 2 訴え提起手数料として、6万2000円分の収入印紙を、<u>令和4年6月13日</u> (月)までに納付してください。
- 3 書類の送達等に要する費用として、6000円分の郵便切手(内訳:500円 8枚、100円10枚、84円5枚、50円4枚、20円10枚、10円10枚、 5円10枚、2円10枚、1円10枚)を、今和4年6月13日(月)までに予 納してください。
- 4 別添「回答書」記載の事項について、【回答】欄に回答を記入した上、<u>令和4</u> <u>年6月13日(月)までに</u>回答書を提出してください。提出された回答書は、訴 状の記載を補完するものとして扱うこととします。

回答書は、ペン又はボールペンにより記入し、回答書上部に日付を記入して、 氏名を自署の上、押印してください。 (別添)

令和4年(行ウ)第206号

回答書

 令和 4 年 6 月 8 日

 原告

 氏名 孫 樹斌

原告は、日本国を被告として、「納税猶予許可済みの国税の差押・充当など決定を取消する」請求をしていますが(訴状6頁の第1の1(1)ア)、国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴えは、原則として、審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができません(国税通則法115条1項)。

そこで、次の【回答】欄の□の<u>いずれかに</u>チェックマーク(**②**)を記入し、①又は③を選択した場合は、空欄に所定の事項を記入してください。

なお、審査請求は、国税通則法77条に定められた期間内にする必要があります。

【回答】

- □① 既に審査請求をしています。審査請求をした日は、令和4年___月__日 です。
- □② これから審査請求をします。
- ☑③ 本件については、審査請求をすることなく訴えを提起することができます。
 その理由は、次のとおりです。

2022年4月8日午後4時、「納税猶予国税の差押・充当」について 江東東国税 署へ行きました。残念ですが、数名国家公務員は 国税徴収法と国税通則法の納税猶予について 嘘で説明しました。さらに16時17分の時 受付に立てる公務員は 「外国人の人権を侵犯されることができる」を答えた。国家公務員として公然な日本国の憲法の第十四条に抵触しました。絶対な許さないです。

録音:https://hrc.sb-hrbp.com/ 人権質問:14分~15分

以上